

懷舊記事

一

伊  
745  
1



含雪居士口述  
秋月新太郎筆記

# 懷舊記事

東京 丸善株式會社

緒言  
數年前。人あり。維新前記一卷を懷よりて來り。余は質  
す。長藩の事蹟を以て。會。余劇職に在り。違。あら。さ  
るを以て。辭したれども。其人懇請して止ま。乃ち試  
み。之を一讀する。訛誤百出。訂正する。由か。因  
て。別。余が記憶する所の概畧を録し。之を授け。之  
幾くも。かく。間職に就き。を以て。時々。其稿本を點檢  
し。往事を追思。遺漏を補ひ。又當時事を同せ。人  
就き。尋繹參互。以て。此編を成せり。命けて。懷舊記事  
と曰ふ。編中記する所。専ら叙實を主とし。敢て修飾を  
加へむ。而して。行文の際。余が躬々。踐歷する所。密  
よして。其躬々。らせざる所。疎なるを。勢の然ら。む

門 5  
號 745  
卷 1

懷舊記事

卷之一



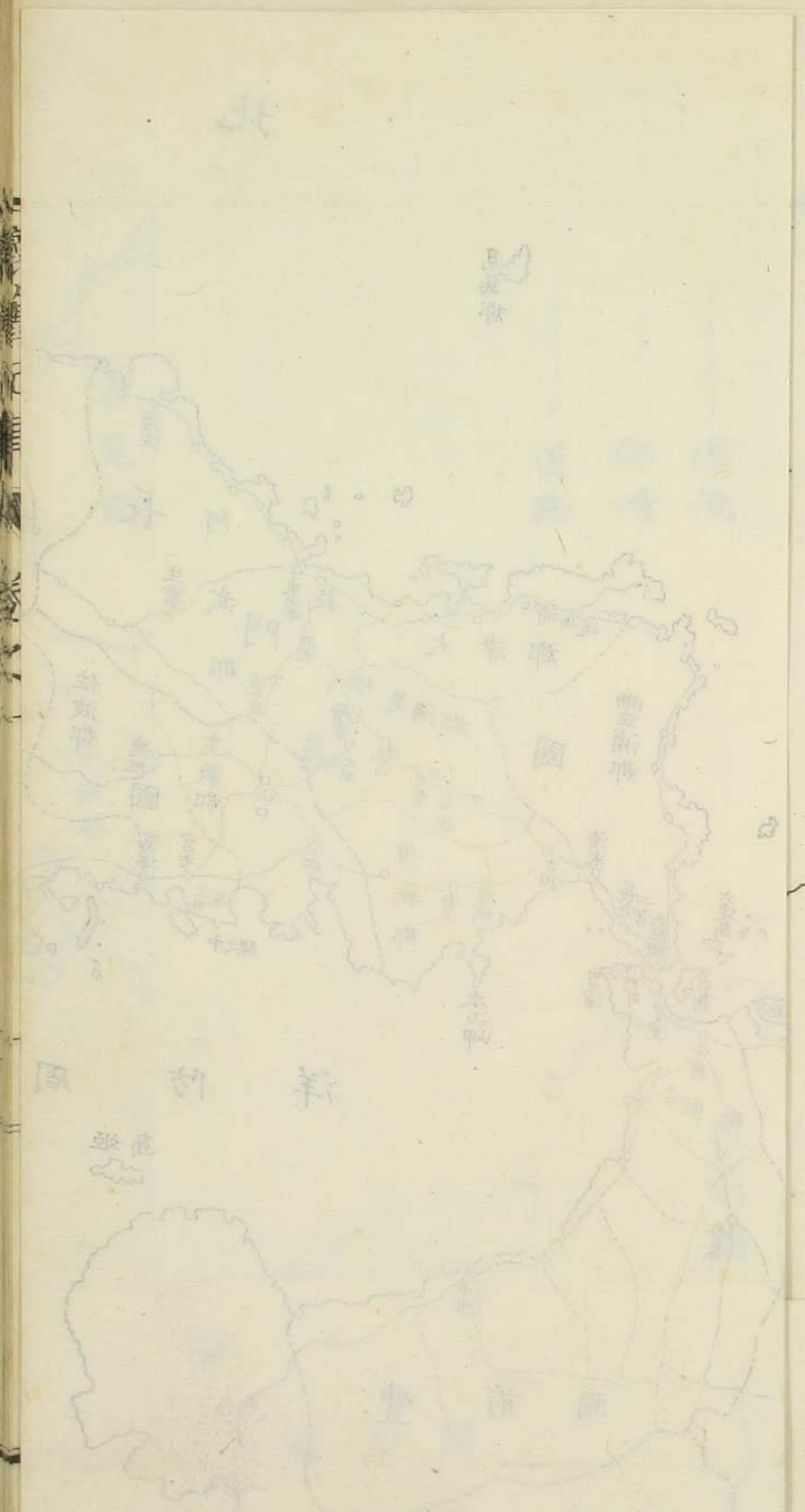
る所あり。例へば。長防四境の役は於ける。小倉方面も。藝石方面と其詳畧を異にするが如き。是あり。然りと雖も。諸隊の建白。内訶の平定等の事に至りては。則ち大義名分の繋る所にして。其尤も彰明較著ある者なきべし。余も三たび意を致せり。抑。長防二州の士。天下を率先して大義を唱道し。一藩を以て孤注と爲し。以て尊攘の衝は當りしを。世の明らば知る所にして。維新前記の神髓。實は是に在り。若し假令は。許多の歲月を以てし。椽大の筆を揮て。之を詳叙し。當時の状勢をして。掌は指すが如くからしめむと。固より望む所なれども。此等の事を。余の企て及ぶ所は非也。且つ其事は遠く三十年前は在り。余の記憶の如きも。亦焉ん

ぞ其繆漏かきを保たんや。讀者倘し補訂を加へ。籍て以て長防勤王史の資料と爲むことを得む。實は余の幸なり。又余の願あり。

明治二十七年三月

含雪居士識

即與二十九年三月  
合靈泉士齋  
東  
東



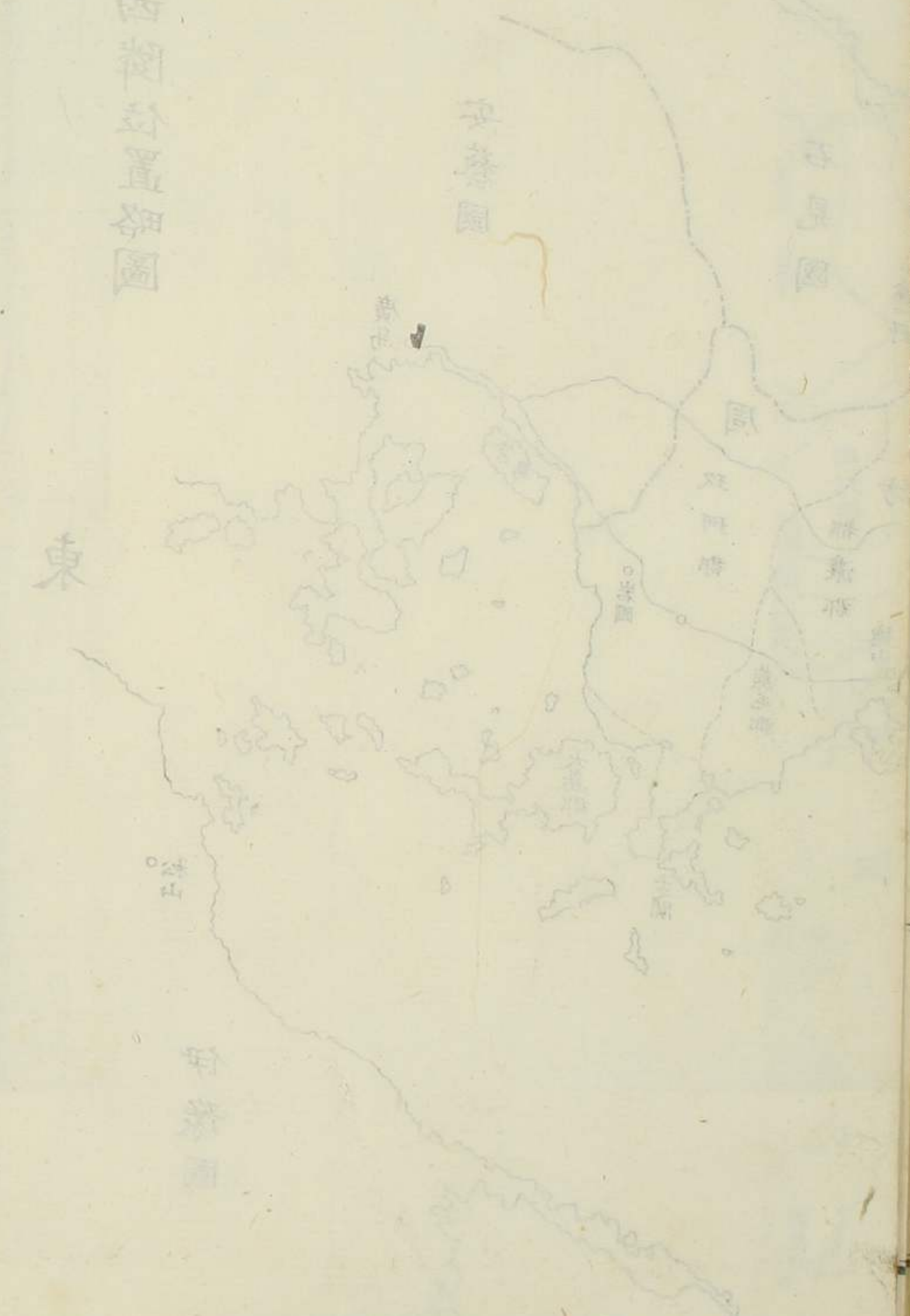
東

防長四隣位置略圖



防長四隣位置略圖  
 筑前國  
 伊豫國  
 豐後國  
 石見國  
 安藝國  
 防長

利身四朝封置御圖



懷舊記事第一卷

含雪居士口述

秋月新太郎筆記

歲月の經過をるや其迅疾なる飛丸も嘗からば今日よりして三十餘年前の往事を回想すれむ己は歴史上の事蹟は屬を而して親しく閱歷の際に至る毎は百感交々胸間小攢まるもの波濤の洶湧するが如し。顧まば予が伊藤俊助文今博杉山松助伊藤傳之助岡仙吉總樂悦之助と同トく京師差遣の命を被むりて安政四年丁己の歳ふりき。此時は當りてや徳川幕府

懷舊記事第一卷

ハ二百餘年積重の威力は據り上の朝命を奉せ下  
り士民を抑壓し凡そ國家の爲は當世の事を論じ其  
言少く幕議は適もざる者あれば輒ち峻法密網を  
以てこれを待ち最も其專横を極めたり是を以て人  
心乖離し譜代有數の諸侯を除くの外の率ね其命は  
服従する者ふし或も格式慣例の已むを得ざる者あ  
りて暫く服従の状を表面は粧ひ奉承の體を爲すと  
雖も内心は至ては復と往時の如きよと非ざるふり。  
我長藩は洞春公陸奥守毛利元就以來歷代の列祖常は志を  
勤王は存し敢て失墜せらるゝことふく殊は先公從  
二位權大納言毛利敬親  
贈從一位諡忠正公親も幕府の專横を憤り王室の式  
微と慨し國家の長計を定めて以て大勢の挽回を企

圖せられしこと一日は非ざるふり予輩の此命を  
受けしハ時勢を視察するの爲めにして即ち先公の  
盛意は出でし者ふり此六人の内四人は皆吉田松陰  
先生の門は學び現は松下塾松陰先生の塾名ふり塾  
はあ出身は係まる者ふり抑松下塾の學風ハ世人の  
普く知るが如く夙は尊攘の大義を明し名分を正  
もに在るを以て俗輩の爲は斥けられ或は目して異  
端の學ふりと詆議せらるゝは至まり然れども所謂  
る正學ハ時勢の暗黒は遭ひて其光明を發するは古  
今ハ常理かり現は今此貴重なる藩命を帯び幕府の  
嫌疑を冒して輦轂の下は向ふべき輩を特選せるは  
際し松下塾生の之は當たるを見まは松陰先生の論

説漸く政府指すの通稱の時藩の政事堂を以て採用せられ其門下出身の志士をして親しく形勢を察し活機を見るの局は臨ましめんとするに緒を啓きたるを知るべきふり。獨り予と總樂といひ此門外者たるは此特選は加えりたるを益し入江九一、杉山、松助等が政府は推薦したる故ふるべし。

杉山、寒、緑と號を才敏にして文學は長ぜり予が家ハ杉山と相隣りて交情最も親密なり杉山屢々予を勸むるは文學を修むるを以てし其他の諸友も亦頻りに予が松下塾門生たらんことを勧めたり予ハ武事を以て國は事へんことを豫期し且つ才學の杉山等も及むざるは知り其勸むるに従わざ

りしと雖も交誼を益々厚きを加へるは後ハ杉山ハ吉田稔磨等と京都河原町藩邸に潜伏して頗り小玉事を盡力せしは惜哉元治元年六月吉田其他有志の諸士と與り新撰組近藤勇等が爲り暗殺せられり杉山時は年二十七

既して京師に至ると久坂元瑞後義助、赤川淡水、中村道太郎等ハ己は予輩は先だちて京師に入り時勢の變動を待てり仍て屢會合論議したるは其要旨ハ到底幕府をして勅命を奉せしめ天下の人士を振起するの計を運らさるべからんといふは歸著せり。會小濱の志士梅田源次郎も亦京師に在り大に國事は周旋し屢予輩と往來して時勢を論ず其慷慨激烈



よして辯論の爽快ある儕輩をして覺れむ奮發感激  
せしめた也。予ハ幾むくもなく中村と俱ニ京師を去  
りて藩地ニ歸れ也

中村道太郎ハ地方當職座の御密用役あり故ニ直  
ニ京師の事情を政府ニ報せり

初め予が京師ニ在るや久坂等ハ予ニ勸むるニ松下  
塾の門生をらむことを以て一發程ニ臨みて久坂を  
天下の形勢を論じ合せて紹介書を作りて予ニ與へ  
たり予ハ歸藩の後此書を以て松陰先生ニ謁し其門  
ニ入り且京師の事情を報知した也。是ニ於て一旦  
ハ藩論略一ニ定まりしが如くありしが翌五年戊午  
の歳ニ至り藩論一變して氣勢殆ど熾熄の狀となり

十二月松陰先生ハ萩の野山獄ニ投ぜられ同六年己  
未四月幕命ニ因りて關東ニ護送せられ幕吏の文織  
する所とあり其年十月廿七日遂ニ江戸傳馬町斷頭  
場の露とかりしハ實ニ千載の遺憾ニして志士の悲  
嘆予輩の愁傷言語の及ぶ所ニあらざるあり

入江九一ハ戊午十一月松陰先生ガ間部下總守を狙  
撃せんとするの計ニ與し其弟野村和作後靖之助  
即ち今の靖

をして京師ニ赴らしめたるニ其事發覺して野村を  
揚屋入揚屋ハ未決囚人  
を拘留する場所を命ぜらる。尋で己未の春ニ

至り入江ハ大原三位と謀り君公參府の駕を伏見ニ  
要せんと圖りたるニ其事露なき獄ニ投ぜらる。是日  
予ハ入江の宅ニ赴き共ニ國論の日ニ益退縮するを

嘆ト松下塾生ガ政府の爲ニ猜忌せらるゝ、こゝ甚遺憾  
ふれ宜く之を挽回するの計を建てざるべからば  
と論ト談方ニ關ふりける頃ニ官吏突然入來りて政  
府の命を傳ふ。予之ニ對して入江ニ一人の老母  
と一人の幼女とあり情甚ど憫むべし予ハ政府の役  
人ニ詣り陳請すべきニ付今晚ニ暫時の猶豫あらん  
と云々望みたれども官吏ハ政府の命ふり一時も猶  
豫すべからばとて聽おば然らば今より直ニ手元役  
前田孫右衛門方ニ赴き事情を論ト猶豫を乞ふべき  
ニ依り予の此家ニ歸り來ると待つべしと請ひたま  
ども官吏尚肯んせば予ハ乃ち斷然去て直ニ前田氏  
ニ至り政府近日の舉措疑ふ可きこと甚ど多し國論

已ニ變トて屢々正義士を捕縛するガ如きハ何事  
ぞや斯の如くんバ正道終に地ニ掃ひ人心萎靡して  
復ニ振ふ可うらざるニ至るべきを論ト依て入江の  
投獄を免ぜられんことを請ひ論談數刻ニ渉る然れ  
ども前田を一旦發令ししる事ふれば今直ニ獨斷を  
以て此命を猶豫するること能はば明日政務座ニ到り  
是非曲直を論ト免罪の事を取計ふべしとい答へし  
り。是ニ於て予の議する所を到底行たまざるを以て  
前田と去り再び入江ニ赴きしニ時ニ已ニ夜半を過  
ぎたり仍て別を入江ニ告げ家眷を慰藉して家ニ歸  
る。且入江を遂ニ獄ニ下されしり明年三月ニ至り入  
江野村兄弟ハ赦ニ遭ひ家ニ歸る

入江ハ元治元年京師の一舉鷹司殿邸ニ至リ久阪寺島と訣別シ後事の託を受け諸士を率ゐ敵の重圍を突貫シ將ニ出でんとするとき重創を負ひて死せり年二十七

是より先き薩藩ニ在てハ夙ニ天下の形勢ニ注目シ兵制を改革シ西洋の銃陣を採用シ將ニ大ニ進で為是所あらんとするの勢ふりけるニ惜哉其藩主齊彬公薨むるニ及び藩論一變して頗る却歩の状ありと聞え々也。萬延元年庚申三月櫻田の事ありてより天下騷然たわ予ハ是ニ於て薩州の國論を諦知むるの必要あるを感トたり元來薩州と長州とハ所謂兩敬の間ニ於て毎年七月國老より書を薩藩ニ送るの例

あり是歲七月予ハ其書を持して鹿兒島ニ赴き此機を以て薩藩ハ如何ニ時勢ニ注目するや如何ニ藩論を一定するやを探らんと欲シ其國境ニ入りて實況を見まバ他藩人の出入動靜を視察すること甚々嚴ニして一郷毎ニ護衛の士ありて予輩を遇する恰も罪囚を護送するニ異ならバ異なる所ハ只網乗物を用ゐざるの一事あるのみ加ふるニ方言互ニ相通ゼバ幾ト殊域ニ於たるガ如くふりけまバ遂ニ其要領を得バ數日にして國ニ歸りたり

文久元年辛酉十一月予ハ九州地方各藩の情勢を探り殊ニ豊後岡藩の小河彌右衛門後一ハ嘗て勤王の名あるを以て面議せんと欲シ時山直八六と俱ニ途小

上る

時山名ハ直養梅南と號を松陰先生の門下よりして  
剛直の名あり是歲江戸在藩にて予及び杉山は贈  
る書簡數通あり左より其一二を掲ぐ以て其人と爲  
りを見るに足るべし

四月予は贈りたる書簡 書面三句讀訓點ヲ下シタルハ讀ムニ易  
カラシメンガ為メナリ以下皆之ニ倣フ

三月廿日の御投書忝拜見仕候、愈御清祥被為在の  
旨奉欣賀候、次は弟無事罷在候間、此段御放慮可被  
下候、○城中近頃大歎息々々々、寒緑生へも申越候  
歟、大急務ハ當秋御參府論は御坐候、一昨々年も論  
而已して、策も無之故、當秋ハ何卒同志中へ御計被  
成候て、是非共御防ぎの段肝要は御坐候、○僕歸國

の事は就ても、不容易老兄の御周旋奉多謝候、實ハ  
來年迄ハ居る積に御座候へ共、折角兄の御心事を  
被盡候事故、一先歸國可仕候、就てハ決て代り登て  
の上よての事と存候、ハ九月頃ハ相成可申、何卒御  
周旋偏は奉願候、○當今之勢よてハ、中々家事位ハ  
打捨、茲元へ尻をすゑ、天下の大周旋せねば有志と  
不被申候、僕も近頃真は天下を憂候心は相成、桂の  
處迄、此中上書致置候、追て御國へ參り可申候、○薩  
は知己十人計出來、節々相會候、土州水戸會津杯も  
節々會候、肥後へハ手を下し不申、當節も肥後藩ハ  
有志の者不居合と申事ふり、當節も坐して諸藩の  
形勢分明は相成申候、○松助へ護國論差贈呉候様

頼置候間、被仰合御周旋、尚村田清風翁の書も御周旋奉願候、委細ハ寒、緑生迄申述候。○此間會津有名の槍者崎西某、試合致候、強ての槍者よても無之候、尤地合ハ丈夫ニ御坐候、僕も槍ハ中々氣ニ掛けて誓古ハ致し不申、唯人ニ會まら手楯ニする而已。○近頃無事、尤形勢日々切迫、苦心罷在候、頓首。

四月廿九日夜

梅南生

千束老兄足下 千束ハ予ガ別稱ナリ

同時ニ杉山ニ贈りたる書簡

三月十五日の御投書、細々敷被仰下、忝拜見仕候、愈以御清祥奉欣賀候、次僕無事罷在候、此段御放慮可被下候。○子遠 ハ江九ノ字 歸り候て、形勢都合分明ニ御

聞取之趣。○當今急務ハ當秋御參府ニ御坐候、兄等も御疎ハ素より無之と存候へ共、中々以尋常の周旋にて不被防候間、重きを荷ひ候て幾重も御周旋奉願候、實ニ當秋御參府有之候てハ、堂々たる江家の御面目、天下後世如何可有之哉と苦心仕候、其上對州へハ「コシヤ」來泊の由、左候へハ、御國元へ何時渡來も難計、其上對州と御國とを、纒一葦水を隔る而已、殊ニ馬關の掛念も有之事にて、克々御考合可被下候、當春之處御延引ニ相成候ても、大ニ有志の者の名望を得候事故、是非共御延引不被為在而も不相濟事と奉存候、先達て僕も上書を調へ、差出置候、久阪ハ頼ニ上書致申候、當節ハ國政府ニ可有

之候、獄へ被投候を任ト居申候。○水藩正論家大苦心の由、毎々承候、孰も正の奸ウ倒さ候事立至り可申と存候。○藤森翁の事被仰下、早速久阪と申合置候、久阪より前田へ周旋を促申候由、兄等も子遠等被仰合、今一應妙策是祈る。○月性の護國論三四部御面倒かから御贈りの程奉希候、他藩有志へ差贈度候、御國中の美事ハ、逐一示度と存候間、千束と被仰合、御願仕候、前田孫梅翁右衛門村田翁の筆ハ無之哉、御聞合、頂戴可相成儀、右衛門候も御周旋御願仕候、是ハ諸藩より望を請け候事、御坐候、隨分城中ハ持合居候ものも可有之と存候、是又御周旋先師の分ハ久阪澤山所持故、追々乞ひ候者

贈り申候。○佐々木も毎々會申候。○城中の事情、近頃聞毎々大歎息々々々。○僕歸國の事、就てハ、不容易御周旋被下候由、奉多謝候、僕も一兩年居り度と存候へ共、兄等の御親切故、一先歸り可申候、當秋よふらねを決して歸る事ハ六ヶ敷と存候、麻生の邸ハ杜鵑多き故、一聲を聞毎々不堪感慨候。○御盛ハ御會談有之由、奉欣慕候、餘ハ後鴻申縮候、其中暑き御用心是祈、頓首拜。

梅南生

寒緑老兄足下

八月予に送りたる書簡

秋氣相催候處、先以御清祥被成、御處勤候旨、欣然不

過之候、次小生無事罷居、赤面の至、奉存候、扱先便  
に村田翁の書御贈被下、忝奉多謝候、早速會津藩秋  
月悌二郎と申者へ差遣申候、此悌次郎も當節會津  
邸の文學教諭方を勤候仁也、彼邸にては人物ふて  
御座候、先年御國元へ來り候人也、秋月も殊の外歡  
居候、決して老兄の御秘藏な、置られ候分共、よて  
ハ無之哉と察居候、○小肉翁安戸左馬之介も過る五日立  
ふて歸國、中々頼母敷人物、御坐候、爰元にてハ正  
論と申は、此肉翁一人也、小生も五日ハ、鮫津と  
申處迄、送りて參り、色々の奇談有之候、實以此翁も  
頼に相成人物、候間、委細爰元形勢、歸國の上、  
梅翁達へ漸相成可申、御參府論の不同意も唯此翁

計也、大肉大夫安戸備前過る九日出立、御坐候、大夫も  
餘程人物、ふられ候様子、長印長井雅樂も先日出立、  
て歸國、御周旋事も相運び候様子、此儀、就てハ小  
生一向議論無之候、議論ふき、無之候へ共、千變  
萬化、申とても行ふべき人物無之故、詮方ふき次第  
よて無口、相成候、小生も浩然の氣を受け候て生  
ま候事故、各々の氣質を以、御奉公するがよ、いづ  
れ棺桶へ足を入る、迄、天地、不恥事も出來  
可申候、其中頼死をすま、夫迄の事也、文學勉強す  
るが先づ宜しく候、所詮前後を不顧論を發し、跡、  
てハ込り入ることも有之、是等智識の不足と存候  
故、孔孟の力を借るが急務ふり、然し此儀ハ小生の

事かり老兄等ハ夫ヨも不及候、さて穢土々々申も  
長き事、よて形勢を書記をるも、赤面の至りに御坐  
候、御殿山へ英夷五六萬坪の旅館を築き、御陣ヶ原  
へも耶蘇寺を立る風聞、七轉八倒大狼狽、夫ヨ長州  
ヨハ、人才揃故、御參府杯と申説、實ヨ合點不致候、廟  
堂の議論通り、一國一家の事を周旋をる節、よて  
ハ無之、神州回復する周旋ハ急務ふまとも、どうも  
ろこよえを、ろしき事も有之、あいま、いともよてハ  
無之哉、此度の御周旋も真ヨ被行候節ハ、防長の光  
り共相成可申ふれども、どうもをろし航海々々と  
申て、何分船へ乗る事、出来ても、茲よてハ戦を以  
て航海せねを、して益ふし、和を以てするときは、手

ガ伸て、氣魄の伸る事を何年待てもふき事也、老兄  
等如何の高論承度候、○小生も當六月頃より、空談  
よて、槍も打捨、何の目途も無之、恥入申候、色々申上  
度事も有之候へ共、後鴻相縮候、時下御用心專一ヨ  
奉存候、頓首、

八月十四日夜

梅南生

千束老兄

尚々、明晩ハ十五夜ふまとも、武藏野も荒野ヨ相成  
事故、高吟も出来申間敷候、  
時山ハ後奇兵隊の軍監たり、維新の初越後口ヨ向  
ひ長岡兵と小千谷の朝日山ヨ戦ハ率先奮闘終ヨ  
敵丸ヨ中りて斃る時年三十一



既ニ岡藩の領地ニ至キバ是モ亦警戒甚ド嚴シク予輩の城下ニ入ルを許スル乃チ文武修行生ト稱シ僅ニ旅宿ニ就きたモ小河ニ會ハルことを得ざるのみからば反テ予輩を捕縛センとするの勢あるを以テ意を果さむして鶴崎ニ出で乗船セシ風逆小シテ船進まズ遂ニ中途ヨリ上陸シテ輪子を雇ヒ陸路を経て歸ル也此行別府ニ於テ島惟精ニ遇ヘリ惟精ハ聖堂の諸生ナリ當時予ハ姓名を變トテ萩原鹿之助ト稱シ其後惟精ハ文學修行トシテ萩ニ來リ予を尋ぬルニ萩原某を以テセシ更ニ知る者ナリ甚ド之を怪みナリト維新後面會の時互ニ此事を語り一笑シナリ小河島の兩人ハ維新の後職を牧民ニ

奉ト共ニ治績あり而シテ今ハ皆己ニ亡セリ

是年十二月野村和作ヲ江戸ヨリ送りナリ手簡あり粗當時の情勢を知るベシ其文左の如シ

二三日跡御手紙落掌奉披見候先御安康被為在候

由珍賀不斜奉存候如貴命僕事も無異有備館所勤

仕候過る十五日有備館御算用方入込乍失敬此段御安慮可被下候

扱留守愚兄事も御地岸見被差出舉家可引越候様

子先達テ到來有之且御書翰の趣ヨテ彌引越候由

被仰越安心仕候松介も兵庫行の由御朋友中寂寥

の御状態奉想像候御尤の御事ト奉存候爰元高杉

君も正月三日比發足メテ長崎へ被罷越夫ヨリ支

那へ渡海被為在候御沙汰相成候桂其外直八利助

今利助ハ即ち俊助の博文の通稱いづとも無事直ハ急速遊歴發  
足の處何角今迄内密の御用有之來正月上旬ハ  
是非發足の積りの由申居候何分當地も格別の事  
も無之公武御周旋も其後何とる事も無之様子の  
處遠ハ若殿様少將御昇進被為在素より公儀の策  
小て是御方より一文も御手入も無之様子ふり  
夫故頭下ろしの譯で御周旋も何も打止め相成  
居候由元來の根本一定無之事廟堂所業互ハ譲り  
合の事御推慮可被成候扱又幕ハ矢張跋扈過る  
廿五日東禪寺義士三人を誅ハ無宿の譯で骨原ハ  
まろがしてあり候早速埋骨の手段心配仕り居候  
實以不憫ふたれかり

吉一愚兄親迎の事略承り候處如何相成候哉留守狀  
とて著府後壹通も不來懸念此事ハ御坐候幸便  
外も候ハ其段被仰越且貴兄よりも御往復偏奉  
希上候其他申度事も澤山有之候へ共今日ハ歲暮  
且昨日御用所衆拜領物有之衆へ御祝ハ麻布ハ參  
り候て則飛脚の事承り直様認候故亂筆難解候御  
推讀萬々是祈

十二月廿八日

和作

小輔様小輔ハ予ガ當  
時の通稱

文久二年壬戌二月日ハ忘  
まり松浦松洞來訪  
松洞通稱も龜太郎無窮と號ハ松本村一商家の子  
ふり幼より學を好ミ松下塾ハ入る又畫を善クシ

文久三年久阪等と京師に入り感憤の餘遂に屠腹して死す年二十一

松下塾生が十六日を以て觀梅會を催すことを通知して臨會を促すと。蓋し是時島津泉州將は三月五日を期し上京あるべしとの報に接し有志の輩は之れを會同せん事を企てたまども當時政府の議論前年の如くからば隨て塾生の舉動も漸く政府の爲に注目せらるゝ所とありたるが故に此回の事の如きも公然の集會を催す能わざるを以て名を觀梅に假托しとるふり時に予も感冒し罹りて病幕に在るを以て此會に蒞むことを得ざりしと雖も其事情の報告は由りて之を詳しせり

觀梅會は於て論議已に一決し長藩有志の士の愈尊攘の事を決行せんが爲め島津泉州は京師に會合し以て大に成むことあらんと締結しとり二月廿三日手元役北條瀨兵衛後ち伊勢華と改むを急用あり江戸に赴くべきの命ありて予は其隨行を命ぜらるるなり久阪其他の諸子の手を拍て喜びて曰く是を好機あり君宜しく東行して江戸の同志を募り京師に相ひ應むる事を周旋すべし予答へて曰く是を予が獨力能く辨むる所は非む予も寧ろ此東行を辭し足下等と共に上京すべし久阪肯んぜばして曰く否々此事情は誰にても同志の内一人關東に赴き通報をべき事柄なるに君が公然東行を命ぜらるるを好機會に

して實に大幸かり是非共は是を勉むべしと、於是予  
へ遂に東行に決し北條と與に發せり。當時政府の方  
針に勤王は外ふらばと雖も唯勤王の爲さざるべ  
らばと云ふは止まり其施爲の如何に至ても復し昔  
日の如き勇斷ふし松下塾生が政府の注目する所と  
爲るも即ち其故あり。己は大阪に至るは時論激烈  
して大阪留守居宍戸九郎兵衛後ち左馬之助其他の諸士も  
皆幕府が擅に外國と條約を結びとるの專横にして  
其罪實に大なるを論じて意氣太ど激昂せり。京師も  
亦諸藩の有志者の集合するありて大阪と其論を同  
くし事機正に危急に迫るの勢あり。三月十一日予は  
北條と與に京師を發して東下し濱松驛にて長井雅

樂が江戸より京に入るに逢へり。長井は公武一和の  
論者かり嚮に坂下門一擧に列りたる内田萬之助と  
云へる者が桂小五郎後ち木戸孝允に倚頼して我櫻田邸に  
來り情を陳して遂に割腹せし始末に關連し屢閣老  
に面謁しとるより漸く幕閣の間は知られ尋て説を  
閣老に容きて其採納する所とふり公武合體の事は  
周旋し此度の京師に出で公卿は遊説せんが爲に其  
途に上まる者あり之に依て長井も長藩若年寄の格  
を以て二本道具釣具足之行装を為し氣勢甚ど盛か  
り、依て北條を迎て之に應接せり。其隨行の時山直八  
尾寺新之允といふ蓋し桂小五郎江戸に在り思ふ所あ  
りて殊に隨行せしめたる者歟。予は時山に面し其説

懐徳言 卷之一  
を叩くに時山ハ長井の説と自説とを合せて予ハ説  
て曰く天下の大事も少数志士の能く處辨し得べき  
所ハ非む今の時ハ當てハ宜しく防長二州の士氣を  
一致し大ニ公武一和の周旋を為さべし予曰く君公  
即ち先公忠正公の皆同ト公武合體の論を以て天下  
の爲めハ盡力あらせらるゝの目的を然るべき事ハ  
まごも今日の勢只公武一和を主としてハ遂ニ朝  
廷の御主意を輕んむるハ至るべし斯の如くして已  
まざるるときハ我藩が遂ニ佐幕の一邊に陥らんも  
亦測り難し且我藩論の日は萎靡振をざること今日  
の如くからば勤王の事ハ地を掃ふハ至らんや必せ  
り依て松下塾生久阪を始め數十人の島津と事を俱

よせんが爲ニ三月五日を期して藩地を脱走し事成  
らざれば王事ハ斃きて止むの心を決し僕ハ江戸ニ  
著まるとの後同志の士と相謀りて後舉を圖り大ニ天  
下の爲ニ盡す所あらんとし今日に於て豈徒ニ公武  
合體論を唱へ時機を失ひ勤王の大義を誤ることあ  
るべけんやと切ニ其不可ふるを論トり然るニ時  
山ハ何故ふる固く前説を主張して止まらば遂ニ長  
井ニ告げ使を發し久阪其他亡命の志士を途ニ要し  
て其上京を止むべしと迄ニ言ひ及び痛論夜半ニ至  
るも予ハ説ニ服せば予ハ遂ニ意を決し斷然之ニ告  
げて曰く君若し長井ニ告ぐるハ我黨の事を以てせ  
ば我黨志士が是迄の計畫ハ直ニ敗れ復々爲さべし

らざる小至らん果して然らむ予も一言の以て同志  
は答ふる所ふし止むを得ん此よて君と耦刺し  
て共は斃るゝの一事あるのみ時山を之を聴き然ら  
ば余も亦一言を發せざるべしと誓ひて別をとり  
三月廿三日江戸麻布に著し翌日櫻田の藩邸に至り  
桂小五郎に面會し萩城の事情を詳陳したるに桂曰  
く幕府の事情并は長井上京の事を聞きしや予曰く  
概略了承せり桂曰く松下塾の論恐くは行ひ難から  
ん予曰く久阪其他の志士は既に萩城を脱し頃日京  
阪の間は奔走し泉州の一行と俱に天下の為は盡力  
をる所あらんとむ桂曰く尊攘の義を唱へ王事は盡  
むの主意萩城と江戸との議論若し齟齬をる事あら

は公武合體の御主意も貫徹し難し且や久阪等亡命  
後現は如何なる狀況は遭會する乎を知らば此際萬  
一縛は就き國法は處せらるゝありても甚遺憾かり  
依て野村和作を京師に遣し關東の事情をも彼等よ  
通報し京阪の情況如何をも我輩は通知せしめんが  
為めは今より政府は論をべしと。幾日ふらびて果  
して野村は上京の命あり予は因て野村に問ふは其  
持論のある所を以てしたるは野村は只義の重きは  
是を從えんのみと答へたり予曰く可かり抑予輩の  
論旨は藩地は在て行なれざるが故に今や島津を助  
けて以て大事を行なんとむ然るは長井が如きは至  
ても才辯を以て言論を文飾し巧は一時を彌縫すと

雖も其精神に至てハ自うら別ニ在るありて予輩が  
取らざる所ふり足下今義の重きニ従えんと明言を  
予復々顧慮をる所ふりと  
長井を意氣揚々として京師ニ赴き其建議を提出せ  
しに公卿の間或も之ニ同意をる者ありと雖も諸藩  
有志の士ハ多く之ニ反對し遂ニ採納せらるるに  
潜ニ木曾路を経て江戸ニ還る。是時ニ當り我ガ兩公  
ハ兩公といハ君公と世子君とを併稱するものニ係る以下同江戸ニ在留せられし  
が當今の時勢世子君今從一位元徳公ハ宜しく上京して以  
て國事は周旋せらるる可うらばと云ふとに議  
定まりければ北條ハ俄ニ發足して京師ニ返るを以  
て予も亦隨行せり

四月ニ至り伊藤俊助より左の書翰を送るなり仍て當  
時江戸の形況及び世子君ハ本月十三日を以て出發  
ありしを聞き其文左の如し  
老兄御歸後、江城の風光別段相變り候事も無御坐  
候へ共、彼の老姦極賊過る十一日終ニ左遷せられ、  
爲天下萬民可賀也、最右ニ付君上より被仰立極  
賊在勤よてハ人心不服、加之建白の主意不相立事  
ニ付、若左遷の策不行時を御周旋もかき以前と申  
位ニ被仰立候處、就中此事ハ迎も不行事故、いふ様  
被仰立候とも相調不申と、關宿より御返答相成候  
處、彼の老姦役宅よて米夷應接いふ、其節他の閣  
老申合、即座ニ一決致し、終ニ右の策に相決申候由、

○追々旗下の士其外幕吏人材の御撰擧も内々被仰立候由も竊に相窺居候處此事ハ確と取留不申故他言御無用と可被下候只今の都合と御坐候へバ當地の模様ハ隨分面白參り可申處唯々關西の風景如何と而已焦心勞思の事と御坐候追々京師より罷下り候人も有之間々事情承り候得共是以事實相分り兼夫とても直に駈出し候譯とも參不申尚又世嗣君様昨日御發輿御歸路京城御立寄有之候由大に妙と奉存候佐々木男也君も今日俄に一決いとし上京論と相成只今より發足也書外付後便可申候幸便も候ハハ關西の風光御申越申上候も疎に御坐候へ共御周旋御盡力報國の御忠

勤肝要奉存也

四月十四日申時

時山老兄

山縣老兄

舜拜具

京攝の間ハ諸藩有志の士多く集合して専ら尊攘の説を唱へ事を擧ぐる朝夕と迫るの勢あり獨り九條關白を關東の意を承け退守苟且の論を立て暗に有志者の進取を阻遏し其言ふ所ハ頗る廷議を左右するの傾向あるを以て志士ハ憤怒の餘遂に之を狙撃せんと企てたり其同意者ハ薩に橋口柴山等あり長久阪入江等の諸士あり其他各藩有志の意氣相投むる者凡そ數百人日を期して事を發せんと候



予が京師に著るや直に萩に歸るべきの命ありたれども同志より予が暫時滞京の事を申立て幸に聽さきて留まることを得たり初め予輩は島津泉州を以て盟主と爲し天下の大事を行もんとして陸續京師に來り指を屈して其期を待ちしるに此頃に至り泉州の舉動を察するに専ら公武合體の之を主張し稍因循し流るゝの狀あり現に西郷吉之助後隆盛此稱衛門との如き始め私に有志の士と事を謀りしるの故を以て大島に流さるゝが赦されて泉州に從ひ上京せり然るに途次俄に兵庫より逐還せられしり大久保市藏後利通も亦西郷の志を與へしりたまども西郷の説く所とかり忍びて京師に止まれりと云ふ此等の

勤肝要奉存也  
四月十四日申時  
時山老兄  
山縣老兄  
京攝の間は諸藩有志の士多く集合して専ら尊攘の説を唱へ事を擧ぐる朝夕は迫るの勢あり獨り九條關白を關東の意を承け退守苟且の論を立て暗に有志者の進取を阻遏し其言ふ所は頗る廷議を左右するの傾向あるを以て志士は憤怒の餘遂に之を狙撃せんと企てしり其同意者には薩に橋口柴山等あり長久阪入江等の諸士あり其他各藩有志の意氣相投むる者凡そ數百人日を期して事を發せんとし

予が京師に著るや直に萩に歸るべきの命ありたれども同志より予が暫時滞京の事を申立て幸に聽さきて留まることを得たり初め予輩は島津泉州を以て盟主と爲し天下の大事を行なんとし陸續京師に來り指を屈して其期を待ちたるに此頃に至り泉州の舉動を察するに専ら公武合體の之を主張し稍因循し流るゝの狀あり現に西郷吉之助後隆盛此稱衛門との如き始め私に有志の士と事を謀りたるの故を以て大島に流さましが赦されて泉州に從ひ上京せり然るに途次俄に兵庫より逐還されたり大久保市藏後利通も亦西郷の志を與へたまふとも西郷の説く所とかり忍びて京師に止まれりと云ふ此等の

事情を以て之を見るに泉州の復に予輩の豫期しる大望に副たざるに似たり果せる哉九條狙撃の謀何人々之を泉州に密告しりけん泉州は其部下の士を遣はし薩の志士の伏見の寺田屋に駐まれる輩に向て其事の非なるを説諭せしむるの末遂に及傷及び橋口柴山其他數人ハ之と相闘て其場は斃たり於是より一月十六日の論議も徒爲に屬し狙撃論も亦水泡とハ成りたり是よりして天下有志の士ハ大に島津泉州の心事を疑ひて爲に薩長軋轢の端緒を開きたり是より先き勅あり老中久世大和守を京師に召し未だ至らば朝廷更に大原三位を以て勅使と為

懐信言事 卷之一  
東下せしむ而して泉州の之に附屬せり是に於て予ハ入江杉山及び堀真五郎大賀幾助號大眉和歌と善くを姓名を變トて三位の青侍とふり隨行東下し大に謀る所あらんとしたり薩人の之を聞き亦同く隨行する事は決しけむ予等以為らく議論相容さざる者よして同く隨行せんよハ壺ふ其詮かきのみからば反て軋轢の恐をあれハ寧ろ隨行せざるよ若くは遂に政府に稟して其隨行を中止しより於是益薩長の覺隙を生ぜり會壬戌七月既望予ハ入江等諸有志と共に三本木の水樓に登り月光の皎潔ふるを觀て世態の變遷を歎し酒間頻りに國事を談む八月に至り予ハ政府の命を承けて歸國せしよ入江も尋で又

歸國せり  
十一月杉山が京都に在て江戸の情況を報トする書簡あり左の如し  
追々得幸便時勢報知仕候處決て相違候半江州一件附虚談俊助風説書あり且中川候一件も彼藩大屈服大奮發全知見相開け不申處より右様の次第に立至り候様相見え何分可憐事也越前侯不快俗議紛興の事も其後又々到來有之實に案念存居候處先日勅使三條殿より密に到來有之勅使も右等の事して大に案念被為在候處豈料越侯俄に御快起に相成品川迄御迎駕に相成其餘老中尚若君も同處迄御迎被為在例も少なき御盛事よ

て御坐候由、將軍家より麻疹病にて引籠、攘夷の義奉否如何相決候哉、唯々此奉否相決候上にて、天下の俗議因循も相止り可申、此事尤急要務小て、志士の渴望より御坐候、此方よりも佐久間君三條家へ入込、松島君、姉小路殿へ入込相成候由、何卒々々神州浮沈、國家安危、此擧より有之處にて、皆々案念罷在申候、然る此度の右様の次第にて、幕より餘程尊奉の誠意も御坐候半、何も後鴻真偽を可申達候、右より付京師親兵を置き、尚海岸守衛の事、政議も追々有之様子、藝侯、阿侯、備前侯、杯追々參京、先づ此節の勢より、八、京都盛興より相向ひ候模様にて、當夏以來といふ餘程愁眉を開き申候、唯、穢土俗議、凡論等ハ少々暴

文發より驅除不致てハ、思の儘より行を申間敷勢も御坐候、追々申上候通、廷議ハ所詮弱より失候憂より候、唯々青門様青蓮宮餘程の御聰明、且御仁惠の程追々傳承仕候、益御蓄髮等も往々相論候處より御坐候、其餘の件々、先條相述置候て、未だ達否不相知候へ共、御入掌の上ハ、明白より御坐候半、其耳拋筆頓首、  
十一月十一日夜認 寒、緑拜  
二白、和作も快起より相成、此度英太郎吉田 稔尚肥後有志一人同伴より、俄より肥後罷下り申候、右ハ肥後國俗論一件より付、先日蕭海土屋 介下向等の事より、彼方有志歎願の筋有之、中山殿の旨を以て、彈正太

夫益田彈正後書翰持下り申候、何を越中守様御上  
 京に相成候半、右に付有志輩豫參の事、我藩より申  
 越候、こまも正義に相成候へば、九州に大概一新の  
 風に相向ひ申候半、松陰先生建墓一件、尚遺續の事  
 も有之由、建墓に吉田玄蕃船翁建墓の事、付先生  
 のも同様周旋仕候由、遺續の事も、當時庶子の杉君  
 嫡子との事にて、是に杉氏の子を取り、吉田氏を繼  
 ぎ候事、何を公義にて可有之様相考申候、和作英太  
 郎歸京の砌、何を一寸ふりとも、萩表迄歸可申候、  
 餘に後便可申上候、頓首、  
 千束大兄几下、  
 文久三年癸亥、二月予復と入江と俱に京師に入る時

に諸藩士の京師に會するもの概ね尊攘を主張され  
 ども論議紛々未だ一定する所あらば偶浪士等々等  
 持院に入り足利尊氏以下三代の木像の首を斬り之  
 を三條河原に梟し其罪惡を數て誅戮を加ふるの文  
 と掲げたるに會ふ然るに其浪士等ハ捕らきて獄に  
 下さる、予ハ之を聞き入江及び土州の吉村寅太郎と  
 左の建言書を草し吉村と與に會藩野村佐兵衛と云  
 へる者に黒谷の寓に面し天下の大勢を陳辯し論議  
 數時は涉りて乃ち其書を渡りしり  
 乍恐奉歎願候、先般等持院足利氏木像梟首仕候浪  
 士の者共、被召捕入牢仕候段、承り及候、全體右の者  
 共、盡身報國の為に滯京仕攘夷の期限を待兼、一時

も偷安をべうらざるは付、勇憤の餘り、足利氏逆賊を相惡み、名分と明は仕度所存より起り候儀にて聊も私心を抱候儀ふは無之と愚察仕候、何卒大赦被仰出候様、伏而奉願上候、若し位官の者、斬首仕候て

朝廷を輕蔑仕候儀は相當り大赦難被為行候は、已は昨年奉蒙大赦候者の内は、井伊掃部頭を打取候者も有之、戴位官掃部頭を打取候者の朝廷輕蔑の心地毛頭無之、皆誠忠の者にて、全く掃部頭の大逆を惡く、國家の御為は仕候儀御坐候は付、朝廷は於て、深く高大の御仁恕被為在、大赦被行候御儀と奉存候、此度浪士の者共、只管足利氏の大

逆を相正候より起候儀は付、掃部頭を打取も同様と奉存候、我々共奉愚考候は、名分明なる御時節は付、如何なる戴位官候者にて、罪惡有之候者の貶黜被

仰出、無官の者にて、忠勤盡し候者の、褒賞被為行度奉存候、無左候は、戴位官候者の惡事致し、勝は相成、無官の者の忠勤を盡し候者も、戴位官候罪惡者も劣り候様成行可申と奉存候、楠中將の忠義貫日月、其遺徳今日に至りても、仰ぎ慕はざるもの無之候は付、萬世の龜鑑は被為遊、嘉永中和氣清麻呂へ護王大明神を被為贈候例を以て出等の御贈官被仰出候様仕度奉存候、足利義滿殿、恐多くも

太上天皇と借稱し、鹿苑寺に位牌有之候、實は大逆無道一日も不可容天地候に付、借稱の位牌御引上封爵被為削亂臣賊子を懲しめ、忠臣孝子を勧め、聖朝高大の御教道被為行候は、天下有志の者不堪感激奮興之至奉存候、神州の御威光海外に耀き可申候、已に夷艦横濱へ闌入仕、攝海へ相迫り候も難計、一日も早く掃攘仕候秋に當り、入牢仕日月相送り、報國の志も空敷相成候て、為彼等幾重も歎の敷奉存候に付、何卒、高大の御仁恕を以、早々大赦被仰出候様、伏て奉冀上候、恐惶恐懼頓首

長州書生 入江九一

是時、當り徳川將軍家茂京師に在り而して攘夷期限の勅諭に將に下らんとするの説あり已にして中山侍從忠の事小關に在京の有志大に顧慮する所あり予に命じて國に歸り詳細に上國の形勢と中山の事件とを報告せしむ、是より先き高杉晋作は江戸藩邸を脱走し、久阪伊藤井上の聞多、今、其他有志の士と謀り御殿山の英國公使館を襲ひ而して今春を以て京師に來る、三月十一日攘夷祈願の為め加茂社の行幸あるに會ひ予に高杉と與ふ之を拜觀せり、十五

日高杉の時勢は感むる所あり憤懣の餘、斷然野村和作をして己まが髪を剃せしめ入道して東行と號せし予は後るゝと數日亦京を發して歸國せり予は熟天下の形勢を察するに諸藩有志の士を尊攘の大義名分を論じ公武の間は周旋し勅意を貫徹せんことを勉むるが如しと雖も言行をまざるの時と臨み寧ろ幕府に向てはその憎惡を觸れ逆境は立つの場合に陥るとも尊攘の實を擧ぐるを以て其任ふりとするの精神に至ては未だ其十分の決心あらざるに似たり獨我藩は於ては兩公を勿論政府を始め防長二州の士民は誓て尊攘に従事せんとして確乎不拔の國論已に定まりとまれば此際宜しく近隣諸藩

と合従するの策を立て先づ藝備因豫土州等を説き其國論を鞏固し相率て俱に逆境に入り死地は陥り不撓不屈の精神を以て事を擧ぐるこそ第一の良策ふき天下の大勢は已に正しく此の如くふるは各藩の狀況は徒らに少數の志士あるは止まり未だ藩論の一定するを聞け故に各藩は游説して以て事を謀るの時機ふりと然るも各藩はして到底此策を決行し能わざるときは今日坐視すべきの秋は非ざれば假令防長孤立して援助なく十分の成功を奏するは足らざるも二州を以て尊攘の犠牲とふし天下は率先して事を擧ぐべきのみと、乃ち其情況を詳しふし之を政府に陳述しするは有司も亦此説を



是かりと君公も遂之を採用せらる直に政府に  
命じ建議書此書の草稿今紛を草せしめ予をして之  
失して見えぬを持して京師に入らしむ予は四月十三日京に達し  
在京の政務役麻田公輔に面して事情を具し齋を所  
の書を呈し君公の命を傳へたり此時京師に諸有  
志集りて公卿は迫り屢々攘夷の詔の下らんこと  
を促し若し四月十五日まで詔下らざるは於て  
は諸藩慷慨の士も直に横濱に出で夷館を焼拂むん  
と言ふに至り予は久阪に面し上京の趣旨を告げ  
るは志士の氣勢は正しく斯の如くふるを以て久  
阪は此策を以て遅緩の議ふりとして之を排斥し  
り獨り入江吉田等の諸士は大に予に同意せしも遂

は行たることを得ざりしに詔果して下る  
斯くて四月十六日に至りて攘夷の詔果して下る  
久阪を始めとして予輩同志の士は皆隊伍を組み紀律  
を厳し束装して京師を發し大阪に至り飛船の順  
序を立て直に解纜し海上數日を経て期の如く防州  
富海上國の飛船を著し軍議を盡し予は此議  
出き港にありに由りて直に富海より萩に赴き政府に稟するに當  
時西之濱西之濱の海岸に萩城西の砲臺は裝置せる二十四  
面あり斤砲數門を馬關に廻送する事を以てし専ら其事を  
周旋し且つ高杉に面して京師の事情を告げしるに  
高杉は其急激に驚きたり而して久阪等ハ馬關に赴  
き本陣を細江光明寺に設け砲臺を築き傍ら防戦の

準備を爲し、予ハ前事を了りて萩より馬關に出で同志の士と事ハ從ひ五月十日初めて和蘭艦の馬關を通航する者を砲撃せり是を我邦攘夷の第一先著と以て其後佛蘭西軍艦一隻卒然來襲し我砲臺を亂射し、こゝろに付き我も亦直之に應じて砲を發し時ハ新小壬戌丸を購入して軍艦に艦装し世子君ハ馬關に出で之に乗試みらまんとまゐるに際し紫の幕ふど張りこりければ佛艦ハ之を目的として發射しこり依て艦體一二ヶ所ハ砲丸に傷けらまこり斯の如く已に攘夷の手始をふたり然るに萩城を長州阿武郡の片隅に在りて地勢狹隘にして氣風も亦固陋なるを以て素より防長二州の軍事を統轄する

の主地は適せし且や攘夷を行をんよ西北海よりも寧ろ南海の方を以て専ら敵に當るの要衝なりとまゐるに萩城にてハ耳目及び氣脈通せしめて有事の日に到り指揮號令に支障を生ず為に邊海の警備も十分の整理を缺き外患切迫の今日藩鎮の重任に堪へざるの恐きあり之に及して防州山口の領内の中央に位を以て號令四方に達し易く三面の海邊を指揮するに於て進退動靜其機に當るの形勝ふまゝに宜しく居城を此に築くるべしと政府に於て評決し君公より五月廿一日を以て之を幕府に稟申せらまこり然れども山口城の構造ハ周圍に濠を鑿ち僅に急造築城の結構にして世の所謂城郭と稱を

べきものは非ざるに官吏の重立たる者のみを移し之に居らしめ萩城に警衛兵を置きて之を守らめり

我藩が首として攘夷の詔を奉りて其手始をふる居城を形勝の地に移し専ら勅意を貫徹し天下を風靡せんことを企圖しするや是の如し然るに京師に在ては公卿幕府諸侯士大夫の其局に當る者各議論を異し甲の一意に勅意を實行せざるべからばと主張し乙の言を左右し託し依違優柔以て聰明を壅蔽し奉らんとし殊に男山行幸の時親ら攘夷の節刀を授け玉ふんとありしも家茂慶喜橋俱は病と稱して受け奉らば天皇の寵信し玉ふる姉

小路少將知公の如きも兇徒の爲に暗殺せられ加ふる外よりしては生麥事件の爲に英國軍艦が兵威を以て幕府を脅嚇する者ありて事情甚だ切迫せり於是久阪等ハ以爲らく今や馬關に於て奉勅攘夷の手始を爲しする上ハ直に根據ふる京師に赴き諸藩の有志とて謀り以て天下の大計を定むること今日之急務たり然らざれば聖明の勅意恐らく貫徹せしめて遂に不測の變狀を招き我輩是迄の盡力も水泡に屬するに至るべし豈に坐して其變を視るの時ふらんやと乃ち有志相率て六月を以て馬關を去り京師に赴きこれハ馬關防禦の事等ハ高杉に命ぜらむとす仍て高杉ハ建議して防長二州有志の士

を募集し馬關防禦の爲め一隊を編制し名づけて  
奇兵隊と呼び高杉の其總督より  
是月予の倭麻質斯は罹り起居自由ならん萩は赴き  
て療養し外出せるを得ざる者數旬は渉り八月は  
至り京師まで大和行幸御親征の御軍議あらせら  
るべき旨仰出されりしに朝議俄然一變し我藩  
の堺町御門警衛を免し三條中納言其他の參内を停  
止せられ七卿西下して山口湯田は來り幾むくも  
なく馬關出張の成兵する奇兵隊と撰鋒隊と隙を生  
し紛紜は渉り將は相闘えんとし予は此報を聞き疾  
を力めて之は赴き到るべし則ち己は宮城彦輔割腹の  
命下るを聞て爲めは愀然たり途中明木の南二里は

明木の南二里は

あり山口街道は於て刀槍を携へ山口政府は逼らん  
とまざる者數十人の屯集せるを見たり是も蓋し萩の  
士族中専ら頑固なる俗論を唱ふるの輩なれば此輩  
が向後如何なる事變を惹起すべきやも測るべから  
ざれば十分の注意を加へて之を豫防するの必要な  
ること高杉は陳告し馬關の騷擾の一先鎮定せ  
る上は更に療養を加ふべしとて川棚の温泉は赴け  
り是時政府は命を下し奇兵隊をして秋穂は轉陣せ  
しめり蓋し其馬關は在るは於ては再び軌轢を生  
むるの恐あるを以てふり而して高杉は政府は入り  
用談役となし河上彌市瀧彌太郎兩人代りて總督と  
爲り奇兵隊を尋て三田尻は移り十二月再び馬關

よ屯し予の奇兵隊の軍監に任せられ壇之浦支營を  
主とする幾むくからに於て河上の澤卿正三位と共と共  
脱走して但馬生野を襲ひ大に事を擧げんとせしむ  
遂に事成らばに於て數十人枕を並べて自殺しとり依  
て赤根武人之に代れり  
是より先き政府の京師の形勢一變し堺町御門の事  
あるを以て深く攘夷の大義の貫徹せざるを憂へ奉  
勅始末と名づくる一書を裁し十一月初旬井原主  
計をして之を齎して上京せしめ執奏を勸修寺家に  
依頼しとり此書の我藩國是の概要を陳辯し從來尊  
攘の精神を見るに足るものなれば左に其全文を掲  
ぐ

奉勅始末 田原清盛の遺言に於て  
癸丑外夷の事起りしより戦争は決し和議を斥け  
候を以て度々幕府へ及建言戊午墨夷の請閣老を  
以て御窺相成り  
勅許無之列藩へ議下り候其節も  
睿慮遵奉之主意を以て待夷の良策を被為建度段  
建白仕候處幕政因循終に上已上元の變を醸し候  
次第不忍傍觀家臣重職の者を以て官武間の周旋  
を申付於關東に一橋越前の登庸申立候へ共不相  
叶田安上京板倉閣老に擢任と申迄は議定り一先  
朝廷向の御様子御伺仕らせ候處豈計らんや家臣  
の者愚意を取失ひ自己の密疏に及候に付速に嚴

罰を申付奉霽宸疑彌以て周旋盡力候様厚き朝命を蒙り候し付其節先年來被仰出候勅詔并御沙汰書に當り候て御定議の御旨奉窺候二事六箇條の内下田條約通りハ御不本意ながら御許容被遊候御事歟と御伺申上候處御附紙を以て下田條約ハ尤不被為好候得共既以前於關東為濟候上言上有之歎き思召候處重て假條約數々條の言上實に被驚思召廿六日御列紙の旨無餘儀被仰出候儀よて勅許よても無之其後自關東言上の御約定可有拒絕堅固の御約定は候且又蠻夷追々驕傲猖獗下田條約頃と同日の論は無之以て之外の儀剩へ當時下田條約を被定可然とも難被仰

出假條約ハ御破却御拒絕被遊度思召候との御答被仰下候付御確定の叡慮始て伺定め彌決心叡慮貫徹候様盡力可仕と家來どもへも堅く申聞せ長門守を關東へ差下し右窺濟の外御赦宥一條遂其節候由に付此餘ハ攘夷の大義一途は周旋不致てハ事多端は涉り却て叡旨貫徹の驗相立間敷と考へ最前窺定め候下田條約假條約とも御破却御拒絕と申叡慮の所被為向を幕府へ精々可申解旨書面を以て前關白殿下へ家臣差出し言上仕らせ候處委曲御領承被為成其後言上の趣全く叡念御符合の段被仰聞候付其段長門守へ申遣猶又攘夷の儀幕府に於て彌決定列藩へ布告策

略の次第拒絶の期限等衆議可及奏聞旨、勅使を以て、關東へ被仰遣、右同様の御旨、私へも被仰聞、周旋盡忠候様との御内命、正親町三條殿より御書面を以て被仰下候付、長門守事ハ於關東微力を竭し、越春嶽土容堂も素より同論同志の上、老練もも有之、不容易受驅曳、且々も遂其節候て歸京、將軍家よりも長門守へ、彌、叡慮遵奉可致との御直答の次第被及奏聞、叡慮の旨被仰聞候、最前於關東、將軍家御上洛の儀及建議、御採用相成居候付、右、勅命遵奉の上、列藩へ策略見込相認、上洛前迄は差出候様との幕令有之候へ共、私父子は於てハ、叡慮の御深旨ハ戊午年來の御決定にて、戰の勝敗ハ必

む御算定被為在候儀にてハ、無之、唯國體の立不立義理の闕不闕とのみにて、聖斷被遊候御事と奉伺、其證ハ戊午三月廿三日、閣老へ御渡相成候御沙汰書、今度の條約逆も御許容難被遊、思召候衆議中自然差違、彼より及異變候節ハ、無是非儀と被思召候と有之候へハ、假條約破却と申候事ハ相決候付、天下一同決戰の心得ハ、勿論の事ハ可有之と御窺申上候處、其節條約破却一決候ハ、先達て御内沙汰之通、尤天下一同決戰ハ、勿論、就ても防禦速に相整候様被遊度と御附紙を以て被仰聞候、午年よてすら無是非儀と被遊、宸斷候御事ハ御坐候へハ、今日よ到り、假令武備不充實共、攘夷之延

引可相成理無之、天下の公論、宸斷の御旨、實に  
天祖より御受傳の、皇國眞武正氣と奉感戴候  
長門守并家臣共へも、此旨趣重疊申合、於關東幕府  
其外へも伺取の儘を申傳させ候處、勅旨遵奉と  
申事、相成、自是、自國引受の武備、假成、も取整  
期限決定候へ、他、後、進を取間敷と、父子申合せ  
候へ共、從、朝廷御差留も有之、旁、長門守儀、京都  
へ殘置、私、於て、速、歸國、國政改革武備假成、  
も相整候内、將軍家御上洛、列藩集議、將軍家御滯京  
十日、歸府、廿日後、必、拒絶と御請の由、も相聞  
候へ共、彌御決定の儀、不相分、付、當、三月十二日、長  
門守より家臣を學習院へ差出、攘夷拒絶、彌、何日頃

御決定相成候哉と、手扣、よ、て、一々御問出仕ら  
せ候處、翌十三日御附札を以て、四月中旬決定と被  
仰聞候段、國元へ申越、致、承、知、即時國內、布令、致、し、  
四月中旬迄、先、應、接、不、得、已、征討、中旬後、直  
様、征討と相決、要衝の場所へ、戍、兵、差、出、置、候、夷、船  
不來警戒仕置候内、四月廿一日、傳奏坊城家より、外  
夷拒絶の期限、來、五月十日御決定相成候間、益軍政  
相調、醜、夷、掃、攘、可、有、之、との御沙汰有之、同月廿三日  
同家より攘夷期限、五月十日無相違拒絶決定の段、  
將軍家御請有之、由御達相成、右御請書をも被、相、渡、  
幕府より攘夷の儀、五月十日、彌、可、及、拒、絶、段、御、達、  
相成候間、右の心得を以、自國海岸防禦筋、彌、以、嚴、重



相備襲來の節ハ掃攘致候様水野和泉守より達有  
之其以前三月十八日の幕令ハ攘夷の詔御奉戴  
にて早早拒絶の應接も及び外夷承服不仕候節ハ  
速に打拂候様と有之夫より五十日を隔五月十  
日小てハ談判ハ勿論策略ハ素より幕府へ御委任  
候へた頓に相立候事故拒絶期限御布令相成事  
も可有之況して年來攝海防禦筋苦心致し見候處  
明石加田岨峨關赤馬關の四口ハ攝海の要衝にて  
殊に赤馬關を中西國の咽喉と候へば拒絶期限以  
後赤馬關出入の夷船萬一攝海へ亂入し往來も難  
計私父子共年來叡慮貫徹候様と官武間も周  
旋致しふら攝海亂入の船を領内は於て自儘は

往來致させ候てハ朝廷幕府へ奉對言行相違面  
目無之次第と存込居候付警戒彌以嚴重に申付竟  
に五度馬關の戰爭に及び素よりをかきしき軍  
も不出來候へ共叡慮遵奉幕府承順の寸志を相  
遂是よりして彌以國政を一新し武備を全治し  
皇國の御武威を海外へも輝し候様仕度と日夜苦  
慮仕居候處因州浪華の一擧のこふて眼前小倉の  
如きハ我苦戰の狀を傍觀し隣交の情誼不相辨し  
付叡慮幕議の貫徹如何なる障り有之候哉微力獨  
任小てハ一身一家の分ハ盡し候へ共御全國御持  
堅の目途難相立事と考其段及言上攝西列藩へも  
使節を馳せ應援を乞ひ且其見込をも尋問し又朝

懷言事 卷之一  
三十五  
廷よりも列藩へ無洩御布令相届候様相願候處、恐  
多も期限不相違速し及掃攘候段、睿感不斜御旨  
蒙御沙汰、猶又態々監察使御下向ふて軍勞御慰撫  
有之、全國感激、死力を盡さんと決心仕候、左候て、筑  
前其外五藩へ應援の御沙汰も降り、追々列藩の厚  
意を辱し、鹿兒島英夷との快戦、洲下明石等の砲發  
有之候、然處、於關東ハ和蘭も魯佛其外同様の御處  
置し相成候儀、御主意柄難相分候て、四月廿一日朝  
廷より被仰出候趣、水野和泉守より三港奉行へ申  
達候通しハ不取行旨申出候由、然處私し於てハ和  
蘭の儀、他夷同様拒絶可然段、既し御伺仕居候事し  
も有之、其上於將軍家、勅意御遵奉の儀ハ、長門守

へ御答も有之、拒絶期限をも御達相成候上ハ、其筋  
し付幕意聊も勅旨と齟齬仕候儀ハ無之筈、且兵  
端相開候後し付、最早穩便し難取計段、幕府へ申立  
置候、然處一橋卿よりハ、閣老并大小の有司同心仕  
候者一人も無之との儀、關白殿へ書中を以て言上  
有之、其節將軍家其滞阪し候處、小田原迄罷下り、  
聖旨貫徹候様所置仕度段、言上有之由して、朝廷  
より京詰家臣等へ御下問被為、在候付、此儀一段可  
然儀と、内容御答申上候由、斯迄將軍家御苦心の事  
し候へハ、一橋卿御談合屹と貫徹の驗可有之考居  
候處、豈計らんや、於大阪六月十二日水野和泉守よ  
り、夷國拒絶の儀し付、了解難致、廉ハ可相伺筈、猶横

濱談判中未ご御手切不相成内、猥に兵端を開き御國辱を取申間敷、彌御手切の達有之候迄ハ、渠より不襲來ハ、粗忽の取行無之様との儀、家臣へ申聞せ有之候へ共、既ニ叡感の御旨被仰聞、家來未々迄勉勵の折柄、朝旨幕意と齟齬仕候様にて甚不可然儀、且國之榮辱ハ戰之勝敗ニハ有之間敷、只正氣之盛衰を以て、榮辱を分ち可申、猶又拒絕之儀ニ付了解難仕、廉無之由相答置候處、又々於江戸、今度京師へ被仰立之旨も有之、拒絕之儀ハ勅命ニ候へ共、策略ハ御委任ニ付、此上彌打拂候迄ハ幕令相待、航海船へ發砲差扣候様との儀、密封ニして渡方相成候へ共、叡慮遵奉して拒絕期限御請有之

候付、即ち幕意を承順して掃攘の沙汰ニ及候間、妄動トハ不心得、又國力を不顧、義心作興を以て要務と考定追々及建言候事ニ付、幕府の策略も、愚考を御採用相成候事と相考、何分只今戰鬥打止候てハ一藩の動亂不容易段相答候、彼是の應答、道路相隔書中意味難解儀も有之、哉、竟ニ幕使下向ニ相成、五月十日夜亞船へ發砲、并外夷拒絕の儀ハ談判決定不相成以前、襲來にも無之船へ妄發の事詰問有之候付、拒絕期限五月十日と御請相濟候段、從朝廷被仰聞候付、期限よりハ夷船と見受候ハ、可打拂様及沙汰置候付、十日の夜、國柄ハ不辨候へ共、夷船と見定及砲擊候、猶又談判してハ拒絕の驗

不相立、驗不立ハ拒絶トハ難申、談判ハ拒絶の前ニ有之事ト相考、且夷情難計通行襲來何モテ差別可相立哉、期限ヨリハ必戰ト心得居、専ラ御沙汰筋を守リ及奮戰候事ニ付、妄動トハ不考段、書付ヨリテ關東へ申越置、其後ハ為何儀も不申來候へ共、將軍家の御忠誠、佐之以一橋卿之賢明、勅意遵奉之上、拒絶期限を書付ニ迄して言上有之、且御上洛中、拒絶の應接振ハ從朝廷御尋有之候節、一時和親交易を結候へ共、元來不經奏聞開港之事故、闔國人心不居合の廉可申渡との答書有之事も候へバ、談判ニテ拒絶期限延引ニ及候とも、幾月と決定致兼候儀無之筈、其節中川宮御建言小も、掃攘の儀

遅々致し候より、國內一致の場ニ至らば、既ニ及接戰候へ共、列藩拱手傍觀致居候次第、不堪切齒云々、猶又攘夷先鋒被蒙仰度御懇願も有之、是畢竟午年ヨリも聖察被為在候通、有司の不取計ニ出る事りと考居、闔藩其疑を抱き、憤懣の餘ハ様様の儀出來も難計、鎮靜方苦心大形からば候處、遂ニ夜中何者とも不知、幕使旅館へ令狼籍候様の儀も有之、右様叡慮遵奉、幕議決定の上、猶も不徹底の儀有之候ハ如何かる故ニテ候哉、奉對天朝申上候も恐多候へ共、叡慮彌以御決定、卓然とる御實行、天下感動仕候程の宸斷被為在の外、御所置も有御坐間敷と奉愚考、兼て奉伺居候御親征の思召、此時

宸斷被為、在度御事と、石清水迄、行幸、暫於彼地御  
軍議、攘夷の御驅引被遊候様と家臣を關白殿下  
へ差出、内密建白仕らせ候處、宸斷意表と被為出  
大和行幸、

神武陵并春日社御拜、暫御軍議、伊勢

神廟御拜可被遊との御旨被、仰出、誠に以て驚起  
感奮仕、自國攘夷も懸念にて候へ共、父子間申合、供  
奉申上度、理裝罷在候處、八月十八日何事とも不知、  
俄小堺町御門へ干戈を持、野戰砲を列し、多人數出  
張有之候付、警衛と差出置候家臣等兼ての申付を  
相守り、覺悟も極居候へ共、九重近き御場所柄、奉  
憚朝威、武備嚴重不仕候内、御門御固め御免有之、

了、勅使を以て攘夷御依頼の勅命をも被、仰聞候  
付、京詰の人數國元へ引歸し、其後上京御差留、家臣  
九門の内へ立入御禁止、且家臣共不束の取計有之  
候付、取調候様との御沙汰と候へ共、憚朝威、忍勇  
憤候段而已申出、兼て申付候處の尊攘の大義を相  
守候ての取計にて、咎科申付候不難忍、就てハ御歎  
願申上候通と御坐候、此餘、宸疑難被為、霽趣も被  
為在候と、乍、恐父子間、玉座近く被、召出、前段  
の始末委細言上仕度、其上にて猶も、睿慮と不相  
叶、幕意も違候事候へハ、如何様の御謹責を蒙り  
候共、聊遺恨無之と決心仕、猶八月廿五日御書附を  
以て、勤王の諸藩不待幕府之示命、速と可有、攘夷の

由、勸意被 仰下候付、闔國の士民、彌以攘夷の布  
令、嚴重に申付候、

松平大膳大夫

斯くて攘夷の警備急りふり、十二月廿四日申  
の下刻、雨雹甚ど、き、際、長府鷹羽山の斥候所よ  
り外國船一艘馬關海峡を通航するの報、接、前田  
臺場より之を砲撃せし、數丸命中し、とりけん其船  
ハ遁去りつ、遂に沈没せり、後、聞け、薩藩の商  
船よて、何と云ふ軍士、外船掃攘に熱心かると  
雨雹中船旗の辨、難きと、因り此の如き過誤を生  
じ、とるも薩藩に對し、氣の毒の至り、ふま、此上斥候  
と精密よをべきことを戒めたり

初め安政年間周防の僧月性と云ふ者あり、大島郡遠  
崎妙圓寺真宗の住持より、京師に往來し、頗る王事に  
勉め、說法中にも、常に尊攘の大義を説き、赤心を吐露  
し、為めに聽衆をして正義に信嚮せしめ、敵愾の氣風  
を養成せしめたり、是よりして政府に人心の方向を  
定めんがため、益、真宗僧を各所に派遣し、説教毎に尊  
攘の大義を講明せしめ、とる小老幼婦女目は一丁字  
を識らざる者、至るまで大率感化せられざる者な  
き、に至りけむ、此度天下に先ちて攘夷の手始めと  
為したるに、會ひ士氣愈激昂し、皆國事を死せんとす  
るの勢あり、加ふるに三田尻に招賢閣を置き、以て天  
下正義の士を待つ之を、由て有為の士の防長に至

る者數百人よ及べり  
元治元年甲子高杉の政務座用談役より奥番頭を轉  
ト國家の爲め深謀遠慮一以て大に爲まことあらん  
と云。時よ遊撃隊の總督來島又兵衛等深く昨年堺町  
御門の一件を憤り兵を率て京師に突入するの議を  
起し其勢甚ど過激ふして遂に鎮撫を可うらざるよ  
至まり高杉の君命を奉りて遊撃隊に到り鎖攘の大  
義の輕率よ可うらざるを論し過激の舉動の不可  
ふるを諭しとれども來島等の更よ承服するの色ふ  
し高杉の斯くてい何等の禍害を生む可きも測らま  
ざるよ依り京師の形勢を視察せんが爲め一書を政  
府に投下直上京しとるに其書の趣旨明瞭を缺き

其舉動頗る粗暴よ近きを以て予輩有志の士の交々  
高杉の意見の和戦開鎖其孰まよ在るやを疑ひ人心  
稍々背戾するの状あり而して政府の遂に高杉上京  
の事を以て脱走と論定し國法を以て獄に下したり  
是亦當時不得已の情勢よ出さる事ふまは六月に至  
り高杉の獄を出さきて父小忠太よ預けらる他人相  
に八月攘夷の時よ及で其罪を赦さる是より先  
稱助と改  
四月山口滞在の三條卿より使者として土方楠左衛  
門今又外一名小倉藩へ遣わさるよ付政府の予及  
び林半七今友長三洲を其差添とし外に護衛兵十數  
名を隨從せしむ是は小倉の衛士が伏見よ於て卿の

長櫃を抑留したるを以て其取戻の事を談判せんが  
為かり兩日辯論の末終に京都町奉行所は預けある  
を以て速に取返し引渡さべしとの答を得て馬關に  
歸れり

當時藩論の歸する所を陳べんは先づ奇兵隊を馬關  
を守り機を見て彦山は進軍し以て兩豊を扼し世子  
君は公卿を奉り兵を率て海路京師に入るべしと  
云ふに在り予は此説を以て強て不可ふりとせし小  
の非ざきとも今や内外多難の日小當り匆卒輕舉し  
て一時の快を取るは得策は非む且つ鹿を中原に逐  
えんと欲せば宜しく藝備二藩は合従をべし十州は  
其昔我々の版圖たりしを以て我藩論を以て其民心を

鼓舞作興するの易かるべきは自然の勢ふを以て之を  
收めて我用とふし正々堂々旗幟を整へて海陸並進  
し以て威武を示し若し大義は背戻して抗拒する者  
あらば一戦は及び行々敵を破りて進むの方略を定  
めざる可うらば然るを今海路の一方より懸軍を以  
て京師に入り誤りて一敗地は塗らば進退其據を失  
ひ或は收拾をべしらざるの禍を招くべき歟且つ彦  
山は進軍せんよりも寧ろ山陰道に出で其形勢を扼  
して根柢を固くするの勝るは若うざるふりと切  
論しこり然れども政務役渡邊内藏太の政事堂に在  
りて之を聴くは揚言して曰く今廟議は舊藩政府を指  
すの語を廟議と稱せしは皆當時已に決ま要件を  
の通語ふまを改めば以下同ト



るに防長を以て畿甸は易へんのと、予は其復の動  
くをべららざるを知り意を決して前田孫右衛門は  
至り告げて曰く予は現時上京の士と俱に當初より  
今日に至るまで終始事を與ふたり然るは今此一  
擧は後るゝは深く予が心は於て安んぢざる所なき  
ば願くは上京の事を許されよと、前田は予が懇願の  
切かるはも拘らば此際馬關の防備最も嚴ふらざる  
可からざるを論じ固く予が其地を離るゝを不可と  
とし終に君命を以て予が行を止めたり。是より先き  
京師の藩邸は幕命ありて長人の二十餘人の外在  
留をを許さば然れども同志の士の尚多く京師に  
在るを以て予は是輩と共に國事は盡し共に國事は

斃さんと期しされども其言行もまざるを以て同志  
小訣別し馬關は歸り徒に隊中を束縛せられ鬱々と  
して其事の成否如何を慮りしが已にして京師の事  
果して敗き同志の士多く事斃きたり而して桂小  
五郎は亡命して但馬に入り以て時機を待てり  
已にして英佛米蘭四國の軍艦十八隻姫島に來泊を  
伊藤俊助井上聞多は曩に内命を承けて歐洲に赴き  
しが歸朝の途次英艦は搭して姫島に著し夫より山  
口は還る予は湯田小於て伊藤は面し親しく歐洲の  
形勢并に其兵隊の熟練及び器械の精良なるを聽く  
を得たり既にして伊藤は對ひ天下の情勢已に此に  
至る假令馬關は焦土と為るも又如何ともまべから

比唯尊攘の主意を貫徹すべきのみと告げ予は直に馬關に歸り外艦の將小來襲せんとするの情勢を報ト日夜守備を嚴より以て其來るを待ちこり時恰も京師の變報山口小至り廟議紛然遂に令を諸隊に下し海岸の兵を收め陸戦の用意を為さしむ而して此令獨り奇兵隊に及むざるの意ふは其直に命を奉せざらんことを慮りしが故なるべし果せる哉奇兵隊の外艦の來るを見て皆一戦せんと望み士氣大に振ひこり八月四日外艦の隊を組み順次に本山の岬より馬關に向ひて進入し短艇を卸し滿珠干珠二島近傍を測量し我軍の前田の砲臺より前田陣營より兵を出し壇之浦砲臺より壇之浦陣營より兵を出して

部署を定め一令の下直に戦端を開らんと腕を撫して待受けたり奇兵隊を分て二つとふ前田は本營を置き軍監を置いて總督の居所とふ壇之浦は支營を置き既定の配置を指し揮せ此兩營の間は在る洲本杉谷の二所及び馬關紅石山邊等の砲臺は長府の兵隊之を守り彦島の砲臺は萩野隊萩野流砲術家守永彌右衛門の門生を以て一隊之を守備せり予は大約を以て兵士と酒を飲ましめ且つ曰ふ軍中穀ふ十八艘の夷艦は是を好下物ふりと衆皆満面は喜色を呈しこり此夜前田孫右衛門の君命を奉りて山口より來り曰く京師の事已に此の如し所謂内憂外患の時にして兩公も憂慮せらるゝ事ふまは今回先づ無事は外艦を通過せしめ彼より砲撃せむんば我敢て挑戦するこ

と勿きとの旨ありと、予は前田に問ひて曰く、總督赤根武人の此君命を奉らざるは、曰く赤根の已に命を奉ぜり、何の辭を以て命を奉ぜし乎、別な辭あるは非だ、唯一諾しざるのみ、然らば予も亦諾せざるを得、とて乃ち前田に別を告げ直に壇之浦の陣營に歸り、乃ち砲隊長等を招き君命を傳へ且つ告げて曰く、幕兵の先鋒の已に備前に至ると聞く、諸君の宜しく小瀬川口より赴き國の爲め一戦すべし、予は別な思ふ所あり、敢て我隊の面目を失はしめむと、然きとも諸士の初より予と事を與ふざるの決心小て敢て予が言は従ふの色ふり、五日未明は外艦の隊を整へ戸崎の岬より漸次乘込

み、戸田龜之助は政府の命を以て通譯を以て外艦に使ひ、已時歸り報して曰く、彼は鐵團を以て我を饗應せべしと云へり、予應じて曰く、善し、予は昨夜前田の傳令に接して奉旨の答をふり、若し外艦をして無事馬關の海峡を通航せしめば、是を我が死所を失ふ者なりと覺悟し、今や戸田の報を聞き、宛然蘊生の思を為して、其喜を兵士に告げ、勇氣全營に満ちて、軍中肅然とす。正午頃、一大軍艦、門あり、砲より合圖の砲を發するや、艦隊は直に前田に向て砲戦を始め、我軍乃ち之に應じて發砲し、數時の間に硝煙海を蔽ひ、其交戦中敵の左翼ある四艘の艦隊は常は壇之浦の砲臺を斜撃し、我

を以て前田は應援を得ざらば、我も亦壇  
之浦より敵艦に向て頻に發射し、彼我の砲彈中天に  
飛行し轟々然として大風の怒號を以て似たり、而  
て敵彈の力の最猛烈にして砲臺の左端に接近する  
所の山崖に打込め、土石を迸散せしめたるの勢大に  
我兵を窘めたり、又敵彈の砲臺の後山に達し樹木に  
中るや盡く破砕せざるは、かく背面の稻田に打込  
者、地下幾丈の深處に於て爆炸し、土砂稲苗を擧げ  
て一齊に中天に向て噴上げ勢の盡る處よりして稻  
苗の地に向て飛下せるは、百千の煙火狼煙を觀るに  
異ならず、劇戦生死の境に在て此奇觀を見るは亦愉  
快の極なり、是時第八砲門の照準手福田某砲後

に立ちしが、敵の一砲彈我砲身の上面を直過し、福田  
の腹部に命中し、全身粉齏となりて空中に飛揚し、  
るころ慘酷なき其砲の左右に在りし者、皆空氣壓  
迫の爲め數尺外の距離に吹飛ばされたり、以て敵砲  
照準の精ふるを知らず、晡時に至り前田の營を遂に  
兵を收む前田に向ひたる敵の艦隊に直に砲臺の前  
に接近して横に壇之浦を射撃し、るを以て我兵益  
に困み其死傷の多き却て主戦の前田は過ぎたり、此  
日洲本の砲臺にては僅に一二回の發射をふり、る  
に誤て火を硝庫に及ぼして爆發の禍に罹り、されば  
戦争の用を為さざること能わざり、  
我已に前田の兵を收め、さき敵も亦稍艦を纏め退

て田之浦に碇泊し軍樂を奏し其聲洋々たり抑も此  
戦争に於て我が最も遺憾に堪へざりし砲臺を田  
之浦及び門司に有せざりしこと是かり初め攘夷手  
始の前は我藩に小倉藩に照會し奉 勅攘夷を為し  
が為め一旦其領地田之浦門司に砲臺を築きしるに  
堺町御門の變より我藩に大に幕府の嫌疑を所と  
かり幕府に小倉藩に命じて此二砲臺を毀撤せしめ  
又我政府に命じて其戍兵を撤去せしめたり若し此  
二砲臺ありて兩岸夾撃したらんはい如何に堅固か  
る艦隊と雖も輒く馬關に進入するを得せしめざる  
のみからば大に敵艦を惱ましむるに知るべきかり  
加之彼ら田之浦港に碇泊し再戦の準備を為しこと

い決して為し得べからざる所ざるや明かり鳴呼  
攘夷の軍詔に下るも天下の人心萎靡し眞に攘夷の  
擧に從事する者なくして遂に今日の悔を遺ふこと  
當時我軍隊終天の憾にありし此夜我壇之浦の砲  
臺に前田の已に兵を收むるを以て敵の必を此一方  
に向て劇射すべきを測り益し士氣を振作し明朝の戦  
備をふして天明を待ち又書記を前田本營に派遣し  
壇之浦の戦況を報告せしむ又前田砲臺此日の戦況  
の概略を聞くに午時頃より交戦を始め彼我の砲撃  
甚だ猛烈にして數時間互り其響萬雷の如く黒煙  
天を蔽ひ咫尺を辨せば初めは敵丸の命中頗る高  
きを以て我は死傷無かりしが漸次に其照準を低下

して砲壘の的中之々為めは震動久しく止まざり  
 又敵艦の一部を其右翼千珠満珠の方位より進行  
 し我々の左翼を横射するを以て防戦極て苦み且つ我  
 砲の數百發を連射しとまば或は砲身は損傷を來し  
 或は砲架若くは照尺等の毀損するを以て多く用う  
 べからざるに至り日暮遂は射撃を止めたり是は於  
 て敵艦の直は右翼海岸に近づき其兵を上陸せしめ  
 んとしとまば我々の山上の兵は小銃を以て悉く之を  
 撃退けたり是時敵の一艦は坐礁して動くこと能は  
 ざりしが他艦の援助を以て漸く浮去るを得たり其  
 夜三好軍太郎将今陸軍中交野十郎の砲壘を巡檢しと  
 るは砲の使用は堪ふべきもの僅は一門を存せる

のみかりしと云へり  
 交野後ち名を御符又瑜と改む甲州流の兵法は精  
 合し維新後陸軍大佐に終る  
 翌六日敵の第一列は四隻の艦隊を以て先鋒と爲し  
 鴈行して我々の壇之浦に向て開戦を我々二十四斤及  
 び十八斤砲を直射せれども達せぬ乃ち跳射を行ひ  
 初て之は達するを得たり敵は少く其艦を我砲彈  
 距離内より退け反て我砲臺を亂射せり我砲臺は頗  
 る堅固なるも敵の連射は遇ひ其震動甚しく兩軍の  
 砲聲海は震ひ硝煙天を蔽ふもの昨日の役は異なる  
 ことふし敵は復し他の砲臺は顧慮する所なく専ら  
 壇之浦を砲撃せしを以て其勢愈猛烈なるも我軍は

士氣益振ひ初より死を期して防戦は力め敢て一步を譲るの覺悟あり然るは交野十郎の馳せて本營より來り前田は於て己は陸戦の準備を爲し諸兵の部署を定めしむば此方面も戦の情況は依り一手は合して如何と報トするに依り時機を見て徐兵を收むるは決し午時頃より大砲の火門は釘し彈藥を倉庫は還し兵器及び糧食等を一宮は移し陸戦の準備を爲し諸兵の配置等を計畫するは際し頻し前田の戦急なるを聞き未時頃前田は赴き其兵と合し是より前田の戦況を見るは朝來五回の戦闘は屢々敵を打破り今己は六回は及びたるも急は應援するを要せざる景況なむ予は總督と議し我が壇

之浦の兵を休息せしめ疲勞を養ひたる上は前田の兵と交代し以て新は敵は當らしめんことを計りしり然るは凡一時間許しして敵兵は大舉して陸路三道より進み其勢猖獗しして兵士の斃るも唯進行するありて退止するなく數時の後我野戦砲の砲身及車輪等ハ烈しく速射したるが爲め悉く破損し復し發射する能わざるは至まり予は陣營の側は屯する所の槍隊をして急進突貫せしめんとするの令を下し是より隊長林半七は己は重傷を負て退き其他傷者頗る多くして士氣沮喪し令遂は行ふを得む乃ち總督赤根は面し守禦の事を議せんとするは赤根は己は去て見えば唯一人の兵士が陣營處々は放

火をるを見る之を詰まば總督の令を承けたるふり  
と答へたり予は走る者を制し門前の水桶に臨み水  
を飲まんとするに銃丸あり背囊中の團飯を貫きて  
右腕に及び又胴服の左右共各銃丸の為め貫かれ  
たり後を顧まば隊長三浦五郎今陸軍中予は跟随し  
予が携ふる所の手槍を受取りて予を扶持したり  
此戦前後凡て七回予は敵の上陸して撤兵を以て進  
むを見て大に悟る所あり又其携帯する所の利器を  
見て兵の強弱の軍略の如何に係ること勿論ふまど  
も銃砲の利鈍に大小勝敗の數に關する事を明ら  
せり此戦我兵中「ニヘール」銃を携帯するもの僅々  
數十挺のみ餘は皆「ゲベル」及び火繩筒ふり又只弓

槍を携ふるものもあり防戦の困難推て知るべきの  
み  
前田の戦遂に破まさり乃ち諸兵を長府に引揚げん  
とて長府入口の關門に至り再び赤根に會せり是より  
先き政府に已に止戦講和の議に決し毛利登人、大  
和國之輔の二人に兩公の旨を奉り來り諭す所あり  
予輩に答へて曰く敢て命を奉ぜざるは非む如何せん  
奇兵隊の一死以て國に報せんことを期し其他を  
顧みる暇あらば且や將の軍に在る君命も受けざる  
所あり願くは之を以て復命せらるべしと二人曰  
く政府の使者に已に彼の軍艦に至り和議方ふ成ま  
りと於是乎予輩に已むを得ば一の宮を距る半里ふ



懐徳言事 卷之十一

る秋根村に抵り更軍議を遂げたり。聞く所は依れ  
ば此止戦講和の使者より高杉和助其罪を赦さきて  
家老格と成り宍戸刑馬と改稱し五日を以て山口を  
發し急行して馬關に赴き英水師提督の旗艦に至り  
て應接し是時高杉の行装ハ鎧直垂ニ立烏帽子  
を著シ茶色の革足袋を穿ちたり  
通辨ハ伊藤俊助今孫村田次郎三郎の  
同行より伊藤ハ曩井上聞多と俱ニ歐洲より歸り  
此間周旋最も力めたり和議已ニ成まるの後ニ中老  
井原主計ハ杉伊藤及山縣半藏後穴戸備後を隨へて  
助即今の機  
英艦ニ乘り横濱に至り英公使アックルニ面し償金の  
談判小及びする已ニ幕府より三百萬圓を辨むる  
ことに決したる後ふまば復ニ英艦小て馬關ニ歸り

たりと  
時ニ京師より脱歸し時山直八竹内庄兵衛大田  
市之進後ニ御堀耕其他の來るニ會し詳々ニ京師の  
戦況を聽き内憂の外患ニ比すまば更ニ目前ニ切迫  
よして一日も忽ニすべうらざるを知り其方針を定  
むるの必要を感じたるニ由り予ハ乃ち外戦を以て  
後圖とふし先づ小瀬川の先鋒とふり幕兵と一戦ニ  
雌雄を決せんことを望み頻りに軍議を凝りたりし  
りども遂ニ一先三田尻ニ向ふの議を決し八月十日  
皆長府を發し十二日船木ニ至まば偶世子君の出陣  
あるニ會し諸隊一同ニ拜謁を命ぜられ各兵能く國  
事ニ盡力し神妙の至りふりとの奨諭を親くせらま

復書己事 卷之十一

とり、十八日遂に三田尻に達し病院を設け負傷者を  
入れ又各隊の歸省墓參を請ふ者より人員を限て之  
を許可しとり十二日

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が続く）

懷舊記事第一卷終

